

○経済産業省告示第七号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十二年経済産業省告示第九十三号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役員取引等）の一部を次のように改正する。

令和五年一月二十七日

経済産業大臣 西村 康稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二の二 ベラルーシ政府その他の関係機関、ベラルーシの法令に基づき設立された法人その	二の二 ベラルーシ政府その他の関係機関、ベラルーシの法令に基づき設立された法人その

他の団体、ベラルーシ以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のベラルーシ内の支店、出張所その他の事務所又はベラルーシ内に住所若しくは居所を有する自然人（本邦に滞在する者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項に規定する在留資格認定証明書（以下「在留資格認定証明書」という。）が交付されているものを除く。）に対し行う次に掲げる取引（新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術（以下「公知の技術」とい

他の団体、ベラルーシ以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のベラルーシ内の支店、出張所その他の事務所又はベラルーシ内に住所若しくは居所を有する自然人（本邦に滞在する者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項に規定する在留資格認定証明書（以下「在留資格認定証明書」という。）が交付されているものを除く。）に対し行う次に掲げる取引（新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術（以下「公知の技術」とい

う。)を提供する取引、プログラム(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。)第二十五条第一項又は第六項の規定による許可を受けて提供したものに限る。)の機能修正を行うためのプログラムを提供するものであって、本邦及び別表第二に掲げる地域の法令に基づき設立された法人その他の団体(以下「別表第二地域等設立法人等」という。)が単独又は共同で全額出資するベラルーシ内の法人その他の団体及び別表第二地域等設立法人等のベラルーシ内の支店、出張所その他の事務所に對し行うもの並びに次号に掲げるものを除

う。)を提供する取引、プログラム(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。)第二十五条第一項又は第六項の規定による許可を受けて提供したものに限る。)の機能修正を行うためのプログラムを提供するものであって、本邦及び別表第二に掲げる地域の法令に基づき設立された法人その他の団体(以下「別表第二地域等設立法人等」という。)が単独又は共同で全額出資するベラルーシ内の法人その他の団体及び別表第二地域等設立法人等のベラルーシ内の支店、出張所その他の事務所に對し行うもの並びに次号に掲げるものを除

く。)

イ 「略」

ロ 別表第一（第二十七号から第五十二号までを除く。）に掲げる技術（令別表の一から一五までの項の中欄に掲げる技術を除く。）を提供する取引

別表第一（第二号の二、第二号の四関係）

一～三十五 「略」

三十六 石油又は可燃性天然ガスの探査のための水圧破碎の設計及び分析用のプログラム及びデータ

三十七 別表第二の三貨物省令第四十九条に該

く。)

イ 「略」

ロ 別表第一（第二十七号から第三十五号までを除く。）に掲げる技術（令別表の一から一五までの項の中欄に掲げる技術を除く。）を提供する取引

別表第一（第二号の二、第二号の四関係）

一～三十五 「略」

〔新設〕

〔新設〕

当するものの設計、製造又は使用のために特に設計したプログラム

三十八 プログラムであつて、次のいずれかに

該当するもの

イ 中性子の計算又はモデリングのために設計したもの

ロ 放射線挙動の計算又はモデリングのために設計したもの

ハ 流体力学の計算又はモデリングのために設計したもの

三十九 別表第二の三貨物省令第四十九条に該当するものの設計又は製造のために必要な技術（プログラムを除く。）

〔新設〕

〔新設〕

四十 別表第二の三貨物省令第五十二条に該当

[新設]

するもの（部分品及び附属品を除く。）の設

計又は製造のために専ら用いる技術（プログ

ラムを除く。）

四十一 プログラムであつて、次のいずれかに

[新設]

該当するもの

イ 別表第二の三貨物省令第六十条第三号に

該当するものために特に設計されたもの

ロ 別表第二の三貨物省令第六十条第五号に

該当するものために特に設計されたもの

四十二 別表第二の三貨物省令第六十一条に該

[新設]

当するもの設計、製造又は使用のための技

術（プログラムを除く。）

四十三 別表第二の三貨物省令第六十七条に該

当するもの（部分品を除く。）の設計、製造

又は使用のために特に設計又は改造したプロ

グラム

[新設]

四十四 別表第二の三貨物省令第六十八条に該

当するもの（部分品を除く。）の設計、製造

又は使用のために必要なプログラム

[新設]

四十五 別表第二の三貨物省令第七十四条から

第七十七条までのいずれかに該当するものの

設計、製造又は使用のために特に設計したプ

ログラム

[新設]

四十六 適応制御を行うためのプログラムであ

って、次のイ及びロに該当するもの

[新設]

イ フレキシブル製造システムで用いられるもの

ロ 次に掲げる方法その他の探知の方法のいずれか二以上の方法によつて同時に得られる信号を用いることにより、実時間処理でプログラム又はデータの作成又は変更を行うことができるもの

(一) マシンビジョン

(二) 赤外線イメージング

(三) 音響イメージング

(四) 触覚の測定

(五) 慣性による位置決め

(六) 力の測定

(七) トルクの測定

四十七 別表第二の三貨物省令第七十条又は第

七十一条に該当するものの設計、製造又は使

用のために特に設計又は改造したプログラム

四十八 別表第二の三貨物省令第七十二条に該

当するもの（部分品を除く。）の設計又は製

造のために特に設計したプログラム

四十九 第四十四号に該当するものの設計又は

別表第二の三貨物省令第六十八条に該当する

もの（部分品を除く。）の設計、製造若しく

は使用のために必要な技術（プログラムを除

く。）

五十 別表第二の三貨物省令第七十四条から第

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

七十六条までのいずれかに該当するものの使用のための技術（プログラムを除く。）

五十一 別表第二の三貨物省令第七十条又は第

七十一条に該当するものの使用のための技術

（プログラムを除く。）

五十二 別表第二の三貨物省令第七十二条に該

当する可搬型の発電機の使用のための技術（

プログラムを除く。）

〔新設〕

〔新設〕

備考 表中の「」は注記である。

附 則

1 この告示は、令和五年二月三日から施行する。

2 この告示による改正後の平成二十二年経済産業省告示第九十三号別表第一の第三十六号から第五十二号

までの規定の適用については、この告示の施行の日以後に開始される役務取引について適用する。